

## 鈴鹿山地北部における一峠集落(五僧)の廃村化過程と移住域

坂 口 慶 治

## 一、はじめに

昭和四十年代後半になってからの、いわゆるわが国の過疎地域(過疎地域対策緊急措置法の適用地域)における人口・世帯数の減少の鈍化傾向については、一般的にはその原因が、大都市圏の飽和限界論や低経済成長下の労働市場縮小論、および国民の意識変化とか、国・地方公共団体による過疎対策事業の成果等に、求められてきている(しげれども、従来の山村の過疎化要因の分析の場合と同様に、かかるマクロな国民経済論的視点からの概括だけでは、充分な結論に達しているとはいいがたい)。

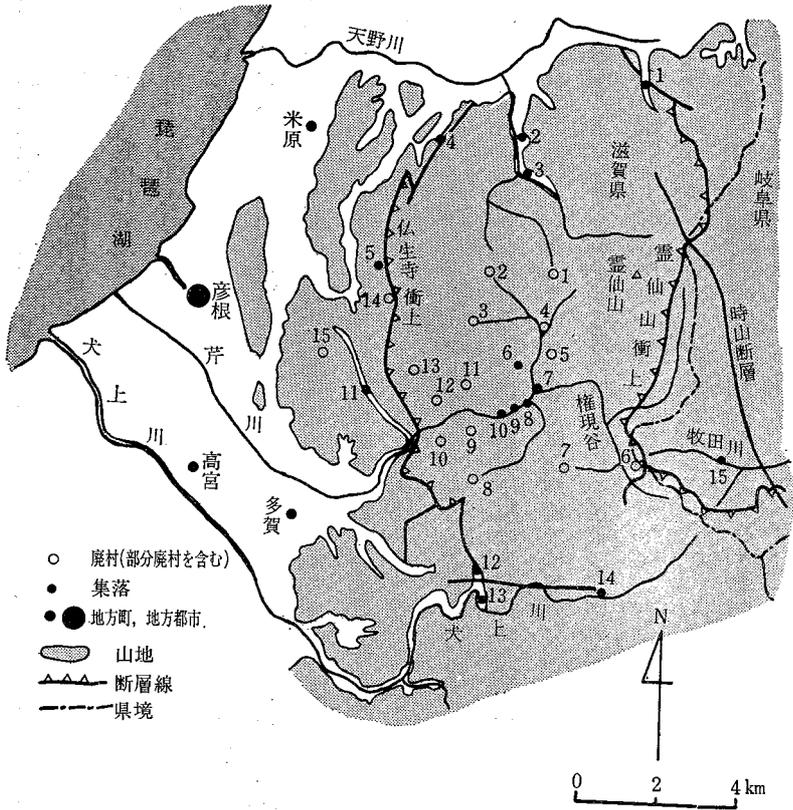
実際、個々の居住地移動の実態をみると、共同的・集団的なものから個別的・突発的なものに至るまで、様々な移住形式をとっており、移住先や移住動機、隣接住民への影響度などといった移住内容についても多様である。したがって、これらから一般的な問題性や移住要因などを析出するには、単に静態人口統計などを使った、単なる総量的な対比ではなく、個々の移住を追跡調査したうえでそれらの質的な類型化に従って量的処理をしていく必要があるよう

に思われる。わけても、移住というのは通常は従来の地域生活からの離脱・離反・放逐などの形をとり、かつその移住先については、従来の居住地における通学・購買・販売・行政・通勤・通婚・宗教生活・出稼ぎなどといった日常的な生活行動空間や情報・経済活動空間と密接に関連して、本来的に地域現象としての性格を強く担っている。したがって、その分析においては、まず第一に移動のプロセスを地域生活のあり方や地域システムの変容過程と対比させながら、客観的に事実把握をしようえて、全国的な傾向などの問題にも言及していくのでなければならぬと思われる。しかも、その地域生活の領域の扱いについても、統計単位としてはよく用いられるが、実質地域としての検証の複雑な市町村域以上のレベルからはじめるのではなく、基本的には一応地域の諸原理を内包する最小の単位とみなされる<sup>②</sup>集落程度のレベルで検討していくべきであると考ええる。

そこで、われわれはいわゆる過疎の現象を集落の衰滅現象としてとらえ、その過程や機構および要因について、実態調査に依拠しながら、とくに集落の生活便益や産業形態、宅地・耕地・林地などの規模および形態、社会組織、土地所有構造などといった諸側面から把握される、地域生活単位としての集落の総体的な生活立地環境ないしは人口支勢力、および隣接集落の性格並びにそれらとの結合関係、および行政区・各種生産組合といった地域形成に関わる様々な組織体への所屬関係、さらに地方都市や大都市などのシステムティックな連関性等々に着目して分析してこようとす、いわゆる地域機能論的ないしは地域システム論的な立場からの考察を進めていくことにしたい。

## 二、鈴鹿山地北部の地域的性格と集落立地の動向

犬上川以北の滋賀県北東部にひろがる鈴鹿山地北半部分は、その大半が、東西を靈仙山衝上と仏生寺衝上の急崖に



第1図 鈴鹿山地北部の廃村と集落分布

(注) 廃村(部分廃村を含む) 1.樽ヶ畑 2.武奈 3.男鬼 4.落合 5.今畑  
6.五箇 7.保月 8.杉 9.向之倉 10.桃原 11.甲頭倉 12.屏風  
13.後谷 14.仏生寺 15.笹尾

集落 1.河内 2.下丹生 3.上丹生 4.西坂 5.善谷 6.入谷 7.炭原  
8.宮前 9.中村 10.下村 11.上水谷 12.南後谷 13.佐目  
14.大君ヶ畑 15.時山

地質については松岡長一郎他(1979):滋賀県地質図(滋賀県の自然付図)を参照。

はさまれた地塊山地となつていて、(第一図)、準平原遺物と考えられる山頂小起伏平坦面が東から西へ緩やかに傾斜している(4)。高度は岐阜県境付近で標高一〇〇〇〇〜八〇〇〇米を示すが、東側に対しては霊仙山衝上や時山断層などによつて、牧田川低地にまで、比高七〇〇米前後の急崖をなして落ち込んでおり、西側では標高六五〇〜五五〇米にまで低下したうえで、仏生寺衝上によつて比高四〇〇米前後の急崖をなし、標高三〇〇〜一五〇米の低い古生層山でないしは扇状地へと落下している。この広い、比較的平坦な衝上地塊山地は、そのほとんどが古生代のシャールスタイン(塩基性火山岩類)と、その中に塊状ないしは層状・レンズ状に含まれる石灰岩を主体とする、いわゆる霊仙山石灰岩層からなり、一部の場所では典型的なカルスト地形もみられるほか、石灰・セメント工業の原料の採掘が行われている。そして、最近まではその純度の高い石灰岩地帯を除いて、シャールスタイン地帯を中心にかなりの集落が立地してきた。

この山地の主要な排水河川は芹川(流長三三料、流域面積六四・一平方料)と丹生川(流長七・五料、流域面積二二平方料)で、前者はおおむね西流して、旧彦根城下町の南縁部から琵琶湖に注いでおり、後者は北流して、鈴鹿山地北縁部を流れる天野川に合流している。ともに山地部では峡谷をなし、谷底平野をほとんど形成していないため、集落は古い地形面に当る谷頭とか谷壁の肩の部分などに立地しており、谷底にあるものは少なかった。今日では、その高位置にあった集落がほとんど廢村化し、谷底のものが戸数規模を縮小しながら、かろうじて残存しているだけである。

これらの集落の起源については明瞭ではないが、この地域は木地屋の全国的な中心といわれる愛知川上流の君ヶ畑・蛭谷や、多賀杓子系統の木地屋集落とみられている犬上川上流の大君ヶ畑などに北接し、木地屋伝承も不鮮明ながら広く残っている(5)ところから、一つにはこうした木工産業との関係も考えに入れられるべきであろう。しかし、鈴鹿

山地における木地業は既に絶えて久しく、実際に木地類を製作していたという痕跡はこの一帯にはほとんどみあたらない。わずかに、落合や男鬼に木地屋が宿をとり、盆や碗を作っていたという言い伝えがあつて、各家庭にその製品が残されているとか、上丹生のように木地屋についての伝承はないが、寛永時代以来といわれる仏壇の素地や木工芸品の製造に集落あげて従事している(6)ほか、少し系統が異なるかもしれないが、甲頭倉カウヅクラや後谷ウシタニをはじめ杉スギ・保月ホツキなど幾つかの集落で、明治時代まで木挽きを冬の重要な仕事にしている、そこから多くの大工を輩出したというような例がみられるくらいである。

一方、これらの高位置に立地した集落の近辺には、石灰岩層の風化土壌に覆われた畑地が比較的にとまつて広くあり(第一表)、麦・稗・粟・黍などの自給食糧とともに、早くから里芋・馬鈴薯・菜種・牛蒡・大根・大豆・小豆などの商品作物が栽培され、わけても牛蒡は「多賀牛蒡」の名で優良品として知られ、彦根・高宮・北勢地方などへはもちろん、明治以降は京都市場まで直接出荷されてきた(7)。したがって、これらの集落は第一義的には開畑開田を目的としたとも考えられるが、地表水が欠乏して水田が皆無に近く、結局は農業と林業が相互補完的に営まれてきたとみられるべきであろう。

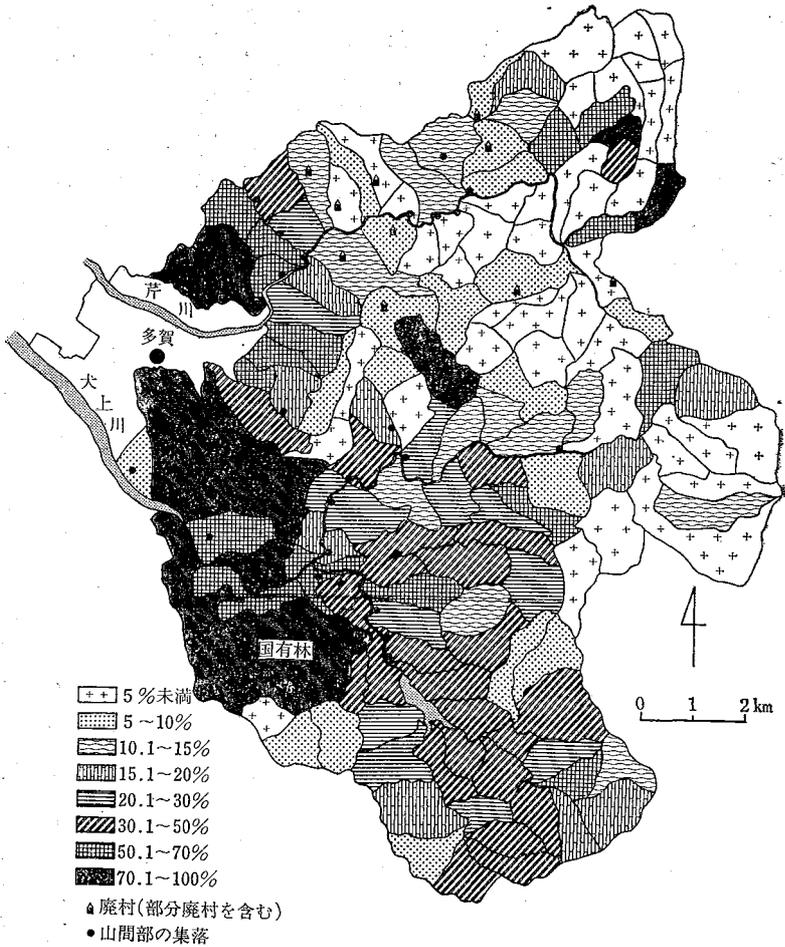
もっとも、この地域の気候は冷涼で平均気温は八月約二三度C、一月約零度Cで、彦根や大津に比べてほぼ三度Cずつ低く、年間最低気温もマイナス五度C以下である。初霜は十月中旬にあり、降雪は十一月中旬にみられ、十二月〜三月には根雪となる。平均積雪量は一米で、最大一・五米となり、冬期間は耕作不能である。降水量は年間約二〇〇〇耗であるが、やや内陸型に属し、八月には多くない(8)。植生については、仏生寺衝上から西の、標高四〇〇米以下の非石灰岩質古生層山地には、アカマツの二次林が比較的よく発達していて、マツタケの産地になっている

第1表 鈴鹿山地北部における廃村および部分廃村の戸数変化。

市 町	集 落	標 高 (米)	明 治 11 年※			全面宅地廢 村化の時期	昭和55年 戸 数
			戸 数	畑地：町反畝歩	水田：町反畝歩		
米 原 町	樽ヶ畑	420~500	51	15 4 0 09	1 6 0 24	昭和27年	0
多 賀 町	杉	540~550	18	12 0 3 27	5 7 15	46	0
"	五 僧	495~505	11	2 0 5 17	—	47	0
"	向之倉	340~360	20	3 3 2 17	—	50	0
彦 根 市	武 奈	470~480	37	15 6 0 23	—	50	0
"	男 鬼	410~420	27	7 2 2 18	—	50	0
"	仏生寺	260~290	33	1 9 6 14	9 7 8 03	53	0
多 賀 町	今 畑	410~430	17	( )	—	54	0
"	保 月	600~610	65	26 4 4 06	1 1 05		1
"	落 合	340	20	( )	—		2
"	後 谷	400~430	30	5 7 8 04	—		2
"	屏 風	390~410	12	3 7 2 23	4 4 17		7
"	桃 原	280~360	52	17 2 6 16	9 2 02		9
"	甲 頭倉	340~390	33	7 7 3 16	—		7
彦 根 市	笹 尾	220~240	34	2 0 9 16	16 3 8 19		3
合 計	15		460	(118 5 8 16)	29 8 2 23		31

注 ※：滋賀県物産誌（1880）、滋賀県市町村沿革史（第5巻）（1962）復刻所収。

が、衝上地塊部では五〇〇米附近でケヤキ林やコナラ・クスギ・クリ林、六〇〇米以上ではコナラ・クリ・ミズナラ林に移行する。しかし、ここでは全体的に、石灰岩地帯という森林群落の成立には厳しい制約条件があり、それだけに



第2図 多賀町における林班別立木地面積に対する樹令30年以上(昭和22年以前植栽分)の人工林と天然松林の面積の比率

資料; 滋賀県林業課: 昭和54年3月調整, 森林資源構成表

人為的な影響なども強く受けていて、そのミズナラ帯も本来はブナ・ミズナラ帯になる可能性をもちながら遷移を停止しているとみなされるし、標高八〇〇米以上の霊仙山や鍋尻山・高室山の頂上ではササ原やスキ原になっていて、森林が形成されていない。したがって、ここでは森林は一度破壊されればその復元は容易でなく、そうしたことが木地屋の活動をも制約し、また、彦根藩時代からの大きな薪炭需要の継続とも相まって、用材林業の発達を阻害してきたものと思われる。

今日、この衝上地塊山地の人工林率は約四五%（多賀町域分の集計、一九七九年）に達しているが、その大部分は最近十五年以内の植栽分で、樹令三十年以上のものは第二図のように極めて少なく、それがまとまって見られる所は明治三十三年に犬上郡が下流域に対する治水と水源涵養のために地元と分取林契約を結んで、大正四年まで逐次に造林してきたもので、やや特殊な事情下にあったものに限られる。かくして、エネルギー革命と過疎化の進行につれて、新たに造林事業が進展しはじめる昭和三十五年ころまでは、もっぱら林野利用の中心は薪炭生産に置かれていたといえる。

なお、これらに加えて、昭和の初めころまでは、麻・苧の加工や石灰焼き、養蚕、交通位置を利用した駄賃稼ぎ、犬上川や愛知川上流域への茶摘みとか京都の伏見酒造地への季節出稼ぎ、合衆国・カナダなどへの海外出稼ぎなども盛んに行われ、それらを組み合わせた複合的経済がこの地域の山地集落の維持機能として働いてきたものとみなされる。しかるに、第二次世界大戦とその後のわが国の社会経済の変化は、これらの多くのローカルな小規模経済部門を逐次急激に衰滅させることになり、それとともに集落内の社会的諸関係の変化とか、あるいは地域の空間組織的な諸問題が絡み合って、個々には独得なプロセスを辿りながらも、ほぼ同時に、多くの集落が過疎化ないしは廃村化していくことになったとみられる。

この地域において最初に廃村化した集落は米原町樽ヶ畑で、昭和十年ころからすでに連続的な挙家離村がおこり、昭和二十七年には全面宅地廃村となった<sup>(10)</sup>。次いで、昭和四十八年に多賀町杉、四十九年に同五僧、五十年に同向之倉、五十四年に彦根市武奈、同仏生寺、多賀町今畑が全面宅地廃村化し、彦根市男鬼も昭和五十二年以来冬は無人工化している。また、多賀町保月、落合、後谷、屏風、甲頭倉、桃原と彦根市菅尾ではほとんど老人ばかりの一〜二人世帯が一〜八戸程度残っているのみで、全面廃村化寸前の状態となっている。この部分廃村をも含めた廃村一五集落の、明治初期以来の減少戸数は、実に四四〇戸にも達しており(第一表)、まさにそれは小さな行政村の規模にも匹敵するものである。実際、このうち杉・五僧・保月の三集落は、昭和三十年に多賀町と合併するまでは、脇ヶ畑村として独立した行政村を維持していた所で、合併後とはいえ、そのわずか二十年間ほどのうちに、かつての一行政村が丸ごと無住地になってしまった次第である。

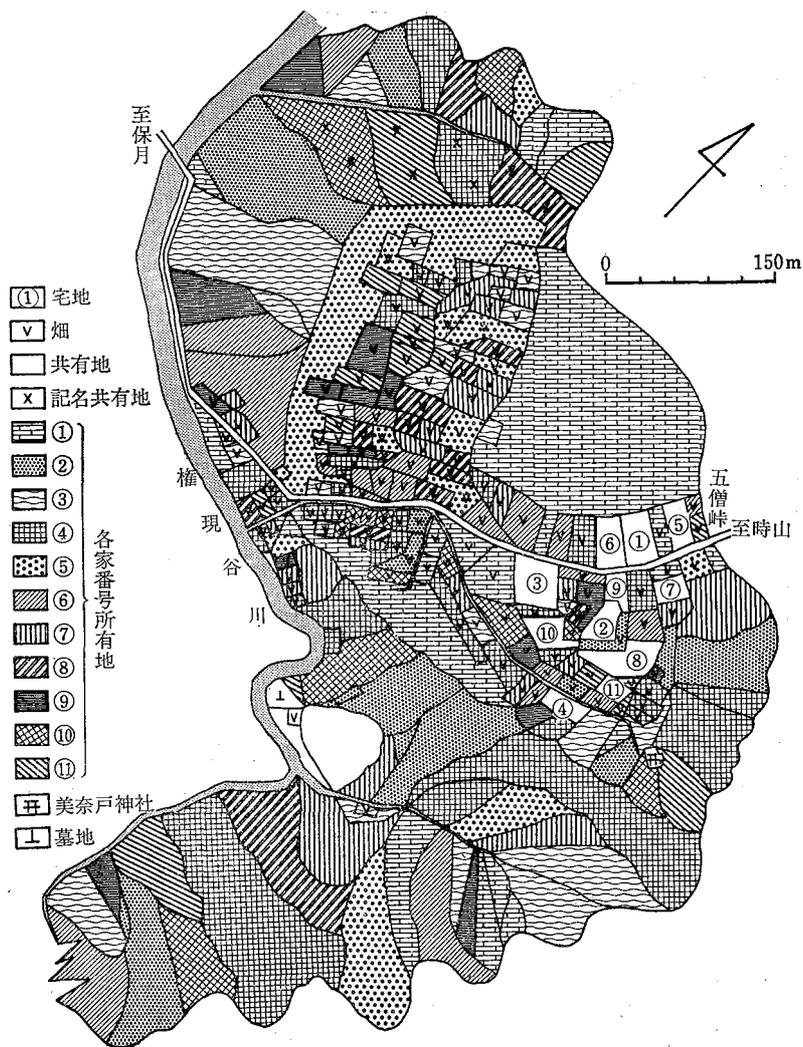
かくして、この鈴鹿山地の北部地域は、廃村現象についての体系的な比較研究を進める上でも、またさらに廃村地域の地誌学的研究を行う上でも重要な場所と考えられ、本稿はそうした研究の一部に位置づけていこうとするものである。

### 三、五僧の集落的性格

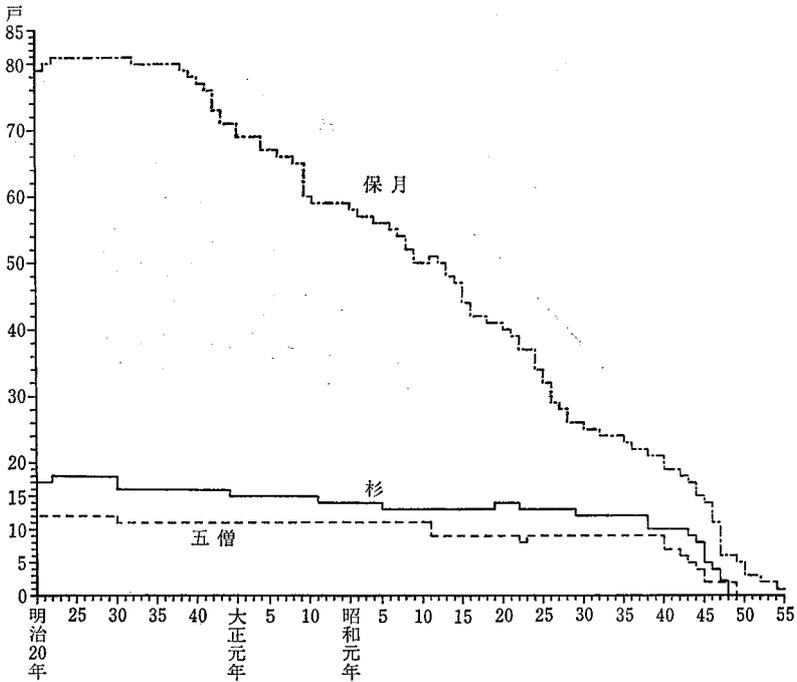
五僧は芹川源流の権現谷と揖斐川支流の牧田川との分水界をなす、鈴鹿山地横断路の一つ、五僧峠(五〇〇米)の近江側に浅く開けた凹地に立地する県境の峠集落で、明治初期以来ほぼ一戸が峠道や小流に沿い疎集村をなしている。その起源については、岐阜県側の峠下集落の時山(養老郡上石津町)から五人の僧が移住して開いたとの言伝え

がある(11)が、天正十九年(一五九一)の御水帳には耕地九反余、高三石一斗とあり(12)、明治十三年の滋賀県物産誌にある耕地二町五畝歩と比べれば小規模ではあるが、すでに当時、一応集落の体裁を整えていたものとみられる。もっとも、五値越えの道は、地元の伝説では、多賀大社の祭神伊邪那岐・伊邪那美神が伊勢の石榑から美濃を経て近江の多賀に鎮座する径路になったとされ(13)、その開発ははるかに以前にさかのぼるものと考えられよう。実際、ここは近江と美濃・北勢を結ぶ間道として、とくに中近世には茶商人をはじめ多くの人々が往来し、明治から昭和初期にかけても、彦根周辺の行商人が一反風呂敷に呉服・雑貨・日用品などを背負って通ったり、月に一度は近江牛を連れて湖東の博労が通過したし、一方、高宮の恵比須講や多賀大社の祭礼には美濃方面からの参拝者の列が続ぎ、保月ほどではない(14)にしても、交通集落的な機能を担ってきただろうし、彦根藩領時代はもちろん、その以前からも国境の集落として軍事的に重視されてきた所と思われる。

とはいえ、もちろんこの集落の基本的な維持機能が林業と農業にあったことは云うまでもない。そのうち、林業の中心は重量軽減率の大きい木炭生産にあつて、その生産量は昭和二十九年で約九〇〇〇俵(一戸平均一〇〇〇俵)に達していた(15)。これを隣接する保月の九〇〇〇俵(一戸平均三五〇俵)、杉の二〇〇〇俵(同一七〇俵)に比較すれば、五倍における製炭業への依存率の高さが伺えよう。また、この場所は地質上はシャールスタインと石灰岩の接触地にあたり、谷水の豊富なシャールスタイン地帯に宅地が立地し、それに接続する石灰岩の南斜面に耕地がまとまって開けている(第三図)。ただ、耕地は畑地ばかりで、その面積も明治二十年の土地台帳で二町七反五畝歩にすぎず、山林も同じく約一一三町歩(16)と必らずしも広くはない。したがって、戸数についても、元禄八年(一六九五)の記録には一一戸(17)、宝暦五年(一七五五)の犬上郡北畑一六ヶ村御水帳之写には一二戸、幕末の書附けには一〇戸未満(18)



第3図 明治19年10月改正の犬上郡五僧村番押絵図に基づく土地利用と土地所有

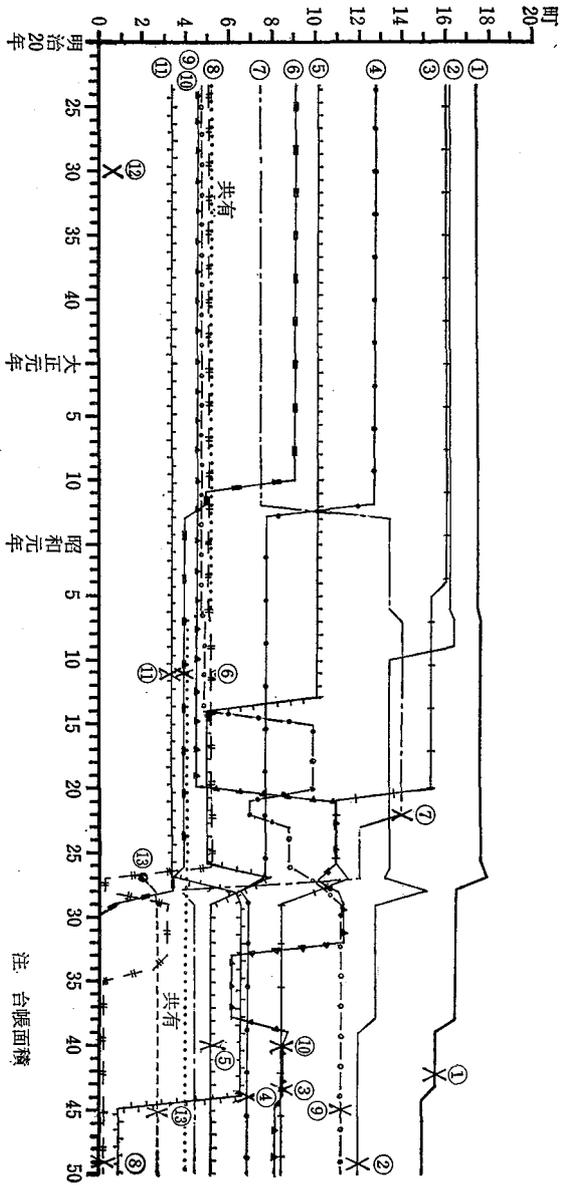


第4図 旧脇ヶ畑村3集落の戸数変化

(注) 保月に関しては、除籍の年をもって戸数変化の年としてあるものが一部含まれている。

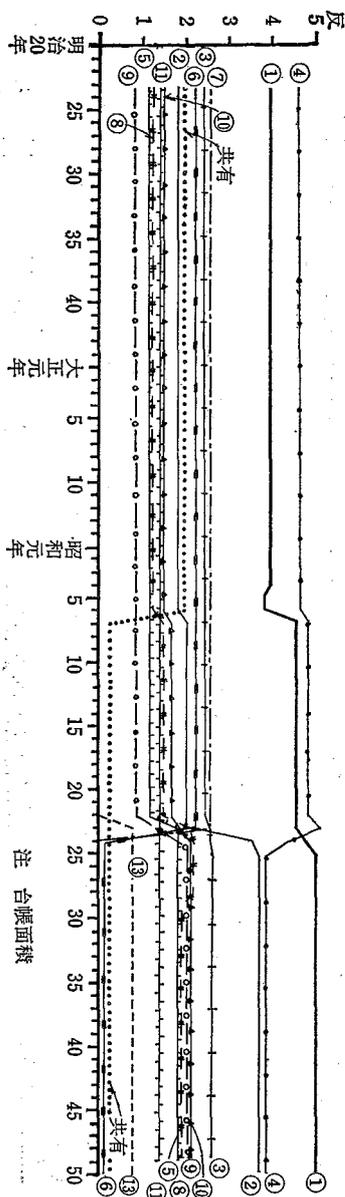
と、いずれも少数であったが、明治以降も昭和十年まで一戸、昭和三十九年まで九戸となっていてあまり変化をしておらず、むしろ小規模ながらも近世近代を通じて最近まで、比較的安定を保ってきた集落とみなされる。このことは、隣接する大集落の保月(第四図)や同じような鈴鹿山地の峠集落である茨川の廢村<sup>19)</sup>などと比べたときに、著しい特色となっている。それはさらに戸数規模の変化だけでなく、明治以降に関していえば、分家・転入・離村といった家の異動や、耕地・山林の所有権の異動などについても同じことが伺える(第五・六図)。

ここではもと、土地の私有化



第5図 五箇における山林所有面積の推移と離村状況  
 ①～⑪ 明治初期からの在村戸の家番号, ⑫・⑬ 分家・転入, X印 離村

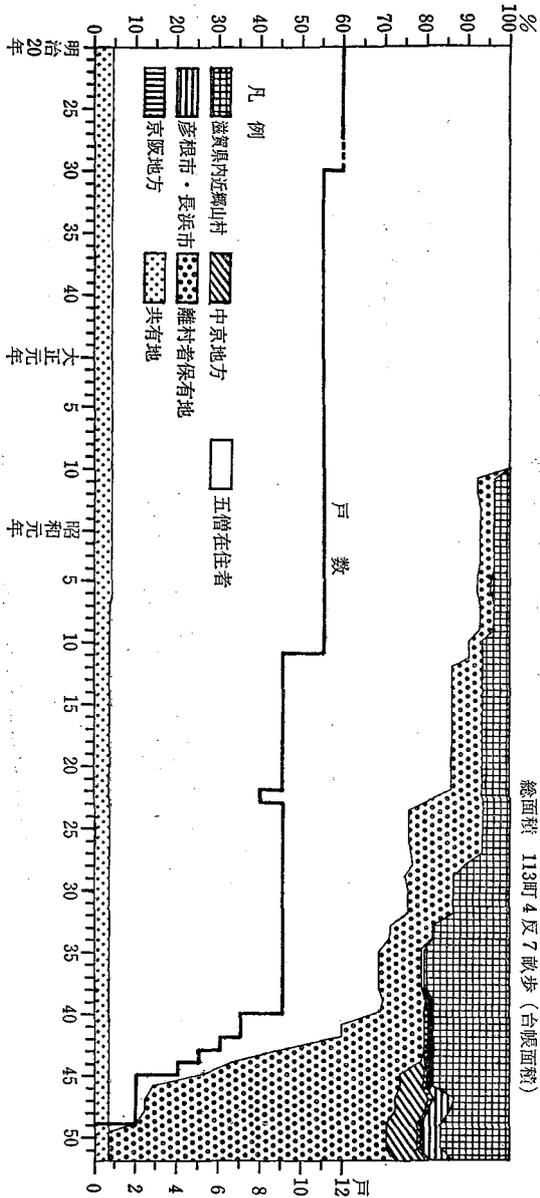
はかかなり早く進んだようで、共有地は多くないけれども、村外者取得された分もほとんどなく(第七図)、また、私有地については村内者によって比較的均等に所有されていた。もっとも、その中でも上位の四戸とそれ以下の間には若干



第6図 五世における耕地所有面積の推移

の格差があったが、それでも上位の四戸が占有した土地は、大正初期まで畑地全体の約四七%、山林では約五五%にすぎず、しかも山林の少ない家には共有林の大部分にあたる四・五町歩の名儀と用益権を与えるなどして、階層間の平準化をはかっていた。それに、上位とはいっても、輸送手段の制約から木炭でも増産できなかったため、時には持山だけでかろうじて生計をまかなうこともあったかも知れないけれども、大抵は大なり小なり杉・保月・時山などの隣接集落から立木を買って補わねばならなかった。

このように、経済的基盤が全般的に乏しい所において、なお比較的フラットな階層構成を保持してきたことが、この集落の安定性ないしは固定性を生む重要な要因となっていたと思われる。さらに、これらの事情にも関連する問題



第7図 五僧における山林面積の所有者居住地域別構成比の推移と戸数変化

として、五僧の集落的な辺境性ないしは孤立性といった地理的・歴史的条件についても、次に概観しておく必要がある。五僧は芹川の源流に位置しながら、その途中の権現谷が「大戻り」とも呼ばれるほどに險阻なため、彦根方面への連絡にはこれを標高四〇〇米で横切って、権現谷支流のあさぎ谷谷頭の小起伏平坦面上にある保月集落(六〇〇米)

に出て、さらに寒坂峠（六三八米）、地藏峠（六四〇米）を越え、やはり芹川支流のエチガ谷谷頭にある杉集落（五四〇米）を通り、杉坂峠（五九〇米）から比高四四〇米の急崖にかかる杉坂を下り、山後麓の八重練（一五〇米）に至り、多賀・高宮・彦根に通ずる道を久しく利用してきた。その距離は保月まで二・五杆、保月から杉まで三杆、杉から八重練まで二・五杆あり、五僧から彦根までの合計は約一六杆となるが、かつてはそれを炭を背負って往復に一四時間かかり、日帰りしていたわけである。昭和十年に杉から栗栖（一五〇米）へ四・二杆の新しい車道が建設され、馬車を通ずるようになったし、昭和二十八年ころにはトラックも保月にまで入るようになったが、今なおそれは急坂で、平常時においても軽自動車での通行は困難である。そのうえ、保月と五僧の間は早くから県道にはなっていないが、昭和四十一年に権現谷林道が延長されるまでは、幅一米弱の徒歩道でしかなく、五僧からの往路で比高一〇〇米の下り道と同二〇〇米の急な登り道をもつ悪路のため、往復には一・五時間を要し、とくに学童の通学には積雪期や出水期に危険をともしなかつた。そして今でも、権現谷林道と五僧の間の〇・五杆は、以前のままの状態が続いている。このようにして、滋賀県側からみるならば隔絶された最奥地集落であるということと、岐阜県の時村からの出郷といわれた事情などもあつたのと思われるが、後継者の婚姻対象地がほぼ自集落内に限られていて<sup>(20)</sup>、入婚圏が極めて狭域的で、そのために本分家関係は少ないけれども、ほとんどの家が姻戚関係で結ばれていて、比較的親密な隣人関係が保たれてきた。

これに加えて、この辺境地の日常的な生活空間について次にながめてみると、明治初期までは生産物や日用品の販売・購入圏については、岐阜県の時山方面に属しており、背駄で木炭や牛蒡、人参などを搬出し、米・茶・塩・味噌その他の生活必需品と交換してくるのが普通であつた<sup>(21)</sup>し、昭和初期でもまだ通過交通が残っていたために、美濃

側との関係を持続していた。しかし、一方で、近江側とは彦根藩時代の所領関係があったうえに、附近における最大の生産物の消費地が彦根(城下町)、高宮(宿場町)、多賀(鳥居前町)であったことや、明治二十二年の東海道本線、同三十一年の近江鉄道の開通などによって、生産物がますますその方面に多く搬出されるようになり、さらに大正時代になると八重練より先きの平野部では大八車の使用が盛んとなり、昭和初期になると杉坂に車道が開通するなどして、湖東平野部との結びつきが強化されていった。

それとともに、明治六年には県境が決定され、明治十八年に保月・杉・五僧の連合戸長役場が保月におかれ、明治二十二年からそれらが滋賀県犬山郡脇ヶ畑村となった。なお、その以前の明治十六年に、保月に晩成学校が設立され、それが同二十二年に簡易科保月小学校、同二十五年脇ヶ畑尋常小学校となり、五僧も、その通学区に属することになった<sup>(22)</sup>。その他、保月には明治三十一年大正四年に巡查派出所、明治四十一年に脇ヶ畑農会、昭和三年に薪炭組合、昭和十六年に電信電話取扱所、昭和十七年に脇ヶ畑森林組合、昭和二十二年に郵便局及び脇ヶ畑中学校(昭和二十三年大上東中学校脇ヶ畑分校)が次々と設置され、保月を中心に脇ヶ畑村を範域とする狭域の行政的、地域組織的な活動空間が確立されていった。

ただ、宗教生活の面では、杉と保月には寺院があったが、五僧にはなく、ここは慶長七年(一六〇二)以来湖東平野の豊郷町四十九院にある唯念寺(真宗)の掛所となっていて、約二〇軒の道をも遠しとせず、門徒として通った<sup>(23)</sup>。また、神社もかつては五僧では、山の神だけを祭っていて社がなかったが、江戸時代に、芹川の水源地の一つに水神の弥都波能売神を祭る美奈戸神社を建て、山の神の祭礼のほかに、家番号⑨(第二表参照)が美奈戸神社の宮座頭となつて、春秋の祭礼をとりおこなってきた<sup>(24)</sup>。しかし、同時に五僧は多賀大社の氏子域にも入っていて、春

第2表 五僧の挙家離村過程

家 番 号	所有山林面積 (明治20年)	所有畑地面積 (明治20年)	転入・分家時期及 び転入・分家先	離村時期	離 村 先	離村タイプ(動機, その他備考)
	町 反 畝 歩	反 畝 歩(筆数)				
1	17 5 4 28	3 9 15(18)		昭42	彦根市 <small>(昭43彦根 市内再転)</small>	製炭不振(通学問題)
2	16 2 4 03	1 7 24(6)		昭49	多賀町 木曾団地 <small>(昭46家屋 建築済)</small>	合併型(昭41長男世帯彦根市へ転 業離村) 事故型(息子の交通事故)
3	16 0 5 00	2 4 07(15)		昭43	米原町 <small>(昭46長男 彦根市へ 再転)</small>	製炭不振(昭45木曾団地分譲契約 を解約) 中学校分校閉鎖
4	12 8 5 00	4 6 06(23)		昭44	名古屋市	製炭不振・合併型(昭43長男単身 米原町へ転業離村) 昭44=1人世帯
5	10 1 7 21	1 2 18(8)		昭40	米原町 <small>(昭44近江 町へ再転)</small>	製炭不振
6	9 0 7 20	2 2 05(19)		昭11	廃絶	火災で再建せず, 戦病死
7	7 5 0 00	2 5 15(17)		昭22	(多賀)大滝村萱原	脱落型(戸主の早死, 母子家庭, 母の実家へ引揚げ)
8	5 1 0 00	1 1 26(11)		昭49	長浜市	合併型(昭34以来老女1人世帯)
9	4 7 1 14	8 18(9)		昭45	多賀町 <small>(昭47 官舎)</small> 木曾団地	通学問題(中学校分校の閉鎖) 放逐型
10	4 6 0 00	1 4 13(6)		昭40	堺市	製炭不振(昭5には戸主がカナダ へ出稼ぎに出ていた)
11	3 4 0 00	1 3 25(11)		昭11	脇ヶ畑 <small>(昭40名古 村保月 屋へ再転)</small>	事故型(大火の火元)
12			入, 明20蒲生郡	明30	関東地方	短期転入者

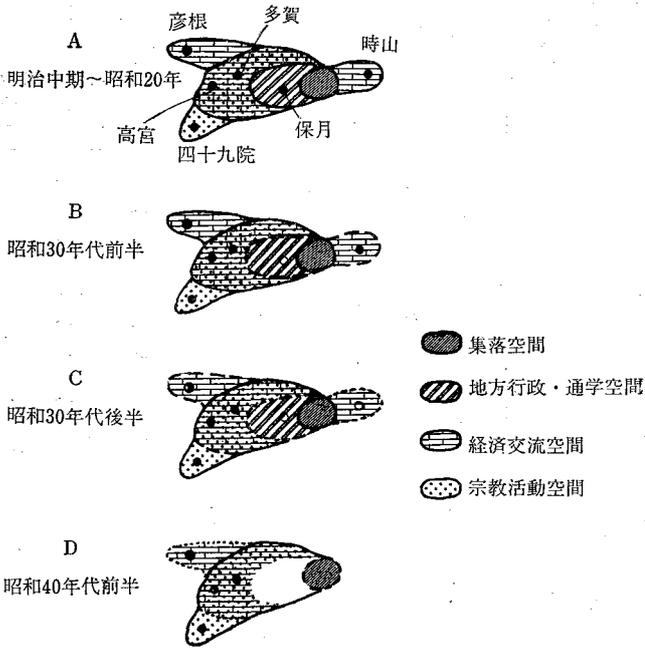
13 在村戸所有面 積合計	八幡町		分, 昭23③より 昭45 多賀町(昭47 (官舎)(木曾団地) 通学問題(中学校分校の閉鎖) 製炭不振, 放棄型
	106	1 6 08	
11番戸までの 平均所有面積	10	2 4 01	2 3 03(13.7)
共有地	5	3 1 05	1 9 02(8)
村外者所有地		0	0
五箇地籍地 合計	113	4 7 13	27 4 26(159)

の大祭の時には保月・杉とともに、栗栖上1044の調宮への神幸の神輿を三年に一度は担ぐ習わしであったし、明治二十五年と昭和三年の六月祭には家番号①が頭人上1044に選ばれたりして、早くから湖東山麓平野部の宗教活動圏に編入されてきていた。

このようにして、五箇の日常的な生活空間には、集落内の比較的濃い姻戚関係や親密な隣人関係の中で営まれる奥地での生産活動空間と、山麓の平地農村や地方都市との間に形成された商業活動空間や宗教活動空間が伝統的に存在し、それらの中間位置に、明治以降、隣接する保月杉というほぼ同質の産業集落との間で行政的・制度社会的な活動空間を作り26、それらが三重にオーバーラップした構造を示すようになっていたものとみなされる(第八図A・B)。

しかるに、この行政活動空間の中心をなした保月の著しい人口減少(第四図)と、政府の町村規模の合理化政策によって、昭和三十年に町村合併が行われ、脇ヶ畑村は多賀町に吸収合併されることになった。さらに昭和四十三年には多賀中学校脇ヶ畑分校の廃校、続いて翌年小学校の一時閉鎖という事態に及んで、ついにこの三重構造をなしたう

水が豊富で、簡易水道を作らずにこれを用いてきたが、防火用水には不足し、元禄十三年と、昭和十一年に大火に遭  
遇した。



第8図 五僧の日常的な生活空間の変遷

ちの一つの生活空間が消滅するに至ったのである。なお、昭和四十七年には町役場保月支所、同四十九年には郵便局も廃止され、ここに明治以来、制度的な地域形成機能を蓄積し、山地集落と山麓平野部との媒体空間として創出された二次的な生活空間が空洞化することになり(第八図C・D)、再び五僧は山麓地域と直接に接触して、その影響力に直にさらされるようになるとともに、廃村化への道をつき進むことになったとみなされる。

なお、ここで若干この集落の生活便益に関する特色に触れると、電灯線については昭和二十五年に脇ヶ畑村全域で一斉に導入された<sup>分</sup>が、電話線は昭和十六年に保月にまでついただけで、五僧にはない。また、飲料水については谷

## 四、廃村化過程と挙家離村の移住域

既に述べたごとく、五僧では昭和三十九年までは、挙家離村も戸数変化もあまりみられず、極めて固定ないしは安定した状態が続いてきた。しかし、その後は急変して、挙家離村が連続し、わずか十年間で全面廃村化することになる。そこで、ここではまずこの安定期と急変期における挙家離村の特色をそれぞれに把握し、そのうえで五僧の廃村化過程とその廃村化の機構および要因を検討していくことにしよう。

## A 昭和三十九年までの挙家離村と戸数変化

まず、昭和十年までは家番号⑫(家番号は明治二十年の山林所有面積の大きいものから順に付してある。以降は単に①、家番①のごとく使用することがある)の短期転入出を除けば、一一戸の状態が続いた。この⑫は明治二十年に湖東の蒲生郡八幡町から転入し、同三十年ころには関東方面へ転出していったもので、もちろん集落内には資産を持たない、単なる一時的寄留者とみられるが、詳細はわからない。このほか、この間には大正〳昭和初期に戸主が単独でカナダへ出稼ぎに出た家番⑩があつたが帰国している。そのようなところへ、昭和十一年に大火が起り、③④を除く九戸が全焼した。この時、火元となった⑪は保月に空屋をみつめて離村し、また、すでに家族構成が悪化していた⑥がそのまま、修復できなかつたが、他の七戸は全部再建された。⑥は両親の死後のことで、翌年には後継者が日中戦争に召集され、病気で復員してまもなく死亡し、姉妹も他所に嫁して廃絶したものであり、火災のこともさることながら戦争の犠牲者ともいえる。それはともかく、かかる大災害にもかかわらず、減少は一応二戸だけにとどまり、⑪もまた遠方には離れず、従来通りもとの畑地や山林を利用していた。

その後は、昭和二十二年に⑦が戸主の早世によって犬上川上流域の妻の出身地にもどる、一種の脱落型離村をして八戸になったが、翌年には⑧が分家したので、九戸に回復している。この⑦の場合には、たまたま他集落から主婦が嫁入りしてきていたために、離村したが、資産はほとんどそのまま保留したままであった。それゆえ、耕地はいったんは農地改革で全て失うことになるが、数年後にはそれも親戚筋から返還してもらい、山林も一部は離村先付近のものに売っているが、なおも若干の保有地がある。また、家屋も新しかったので、そのまま残っていて、離村後も五僧での村附合いを受けていたが、昭和二十四年に保月の八幡神社が焼失して、その社務所としてこの家が売却・移築されている。こうして、災難その他の事故でやむなく離村したものを除けば、一応昭和三十九年までは、ほぼ安定した状態が維持されていたとみなされる。しかるに、一方、隣接の保月では、その時すでに明治初期の八〇戸から約四分の一の二二戸にまで、著減していたことが注目される。

#### B 昭和四十年以降の挙家離村と廢村化過程

従前の長期にわたる安定状態を破り、昭和四十年に突然二戸の挙家離村が生じてから、ほぼ毎年一〜二戸の離村が連続するようになり、昭和四十五年には僅かに二戸のみとなり、それらもついに同四十九年に離村して、全面廢村化した。もっとも、昭和五十二年までは夏には二戸が帰村していたが、翌年からは一戸のみとなり、同五十四年になるとついに周年無住地となっている。

このうち、昭和四十年に離村した⑤⑩の二戸についてまず見ると、⑤は共有地をも含めて保有山林五・二町歩、畑一・七反歩しかなく、買山依存の強い製炭主業者であったが、次第に木炭の将来性が見込めなくなり、また戸主の年齢が比較的若く転職の可能性も大きかったことから、妻の姉の住んでいた米原に空屋を借り、急遽離村したものであ

る。子供がまだ小さく、通学問題もなかったので、残留者には全く意外であったし、土地や家屋もほとんどそのまま保留したままで、老人夫婦をも伴ない、一家転住しただけに衝撃的な離村であった。なお、建物はその後自然倒壊している。職場については、離村後に探しており、まもなく新幹線の夜間保守についた。⑩も共有地を含めて保有山林八・六町歩、畑二・一反歩しか持たず、老父と戸主の二人が買山と持山で製炭に専従していたが、やはり製炭不振から妻の兄弟が工務店などを営んでいる堺市へ長距離離村したものである。この場合は、若い後継者がすでに前年に単身大阪へ就職離村しており、本人は兄弟の斡旋で植木職についている。土地などはやはり保留したままで、家屋のみ堺市の在住者に売却し、二〜三年別荘として利用されていたが、ほどなく損傷が激しくなった。こうして、昭和四十年には突然に買山製炭を主とする階層から転業型離村が生じ、それがある程度まで予期されていたとはいえ、村を押しつぶす大きな波濤が、ついにこの奥地集落にまで押し寄せてきたことを、人々に肌で感じさせることになったのである。

かくして、翌年には②の長男世帯も新婚早々に製炭に見切りをつけ、世帯分離離村をし、親戚の縁故によって彦根市の伝統産業であるバルブ関係の鉄工所に勤めることになった。なお、この年になると脇ヶ畑地区全体を通して、いよいよ製炭業から用材林業へ組織的な転換がはかられるようになる。すなわち、旧村単位の脇ヶ畑森林組合が多賀町森林組合に合併されたのをきっかけに、保月を中心にして、奥山にあった離村者および残留者の霧細所有地一六〇筆（見込実測面積一五〇町歩）を合わせて、総勢六六名からなる脇ヶ畑生産森林組合を結成し、その管理と大規模造林による雇用の創出をはかって、彦根市犬上郡宮林組合との間に造林分収契約を結ぶことにしたのである<sup>(23)</sup>。事業は昭和四十二年から始められ、これによって降雪期の三ヶ月間を除くと、月間二〇〜二五日の就労が確保されるよう

になるとともに、昭和五十三年にはそのほぼ九九%の植林が完成した。しかし、これによって、五僧のような買山依存率の高い製炭専業者は、林業労務か離村かの二者択一を迫られることになったわけである。

昭和四十二年には、山林一五・六町歩、畑五反歩を持つ最上層の①が、彦根市に離村した。家族構成もよく、当時男子四人で持山ばかりを使い年間約一〇〇〇俵の木炭を焼いていたが、これも製炭の見込みを失ったことが離村の理由である。それとともに、この場合には子弟の教育問題が今一つの直接的な動機になっていた。①には二人の中学生（脇ヶ畑分校）がいたが、この年にその中学校の統廃合問題が町議会で審議され、近くその閉鎖がまぬがれない状態になったことと、高校進学の問題が絡んでいた。したがって、この場合も離村準備は必ずしも周到なものとはいえず、まず当初は小さなアパートに入り、二年ほどしてその近くに宅地を求めて、家を建てているし、職場もはじめは市内の蚊帳工場に勤め、ほどなく転職したり、妻も織物工場に勤めるなどしている。なお、五僧の空家は湖東地方の在住者に売却され、移築されているが、山林・畑地のほとんどは処分されておらず、離村後はその管理や植林にしばしば帰村している。

ついで、昭和四十三年には③が米原町に離村した。これも山林八・三町歩、畑二・六反歩をもち、製炭を主業にしてきたが、木炭の将来性と買山の見込みが次第になくなったことが離村の大きな要因である。それとともに、そのより直接的契機となったのはちやうどその時末娘の中学校進学と、脇ヶ畑分校の廃校が重なったことであった。当時、多賀中学校には寄宿舎があったが冬期間だけのもので、就学には下宿が必要であったため、ひとまず妻の実家の⑤の離村先である米原へ借家を求めて離村し、職場もはじめは土建業に従いながら、後に湖東の能登川町にあるプラスチック工場まで通勤するようになったし、妻も湖北の長浜市にあるヤンマーの部品下請け工場に勤めることになった。

この場合も土地・家屋はほとんどそのままに置いて、時々夏には持山の手入りに帰村していたため、昭和四十五年には多賀町が中学校分校の統廃合対策としてとりあげた集落再編成事業による木曾団地の造成宅地の購入の契約をしているが、結局それは解約して、後継者の通勤に便利な彦根市内に家を建てることにした。

さらに、昭和四十四年にはこの年に老人一人の世帯となった④が娘のいる名古屋市へ世帯合併離村をした。この場合も山林七町歩、畑三反歩をもち、前年までは中学卒業後間もない若い後継者と老父が、持山と買山で製炭を主業的に営んでいたが、上記の例と同じく製炭を継続する見通しが全く立たなくなったため、後継者が昭和四十三年に単身で米原町へ離村し、翌年に老戸主が死亡して、老母一人の世帯となったものである。土地・家屋はまだ保留したままであるが、ほとんどその後手入れにもきておらず、昭和四十七年にはさらに若い後継者が米原から尾西市へ再転居して離れてしまい、建物も火災をまぬがれた古いもののため、損傷がひどくなっている。

かくして、残るは四戸だけとなったが、昭和四十五年にはさらに、⑨⑬の二戸が多賀町内に離村することになる。

⑨は戦前から少し持山を増やし山林一一・四町歩、畑地二・二反歩をもっていたが、⑬は分家で山林二・六町歩、畑地〇・七反歩しかもたず、共に畑地が少ないため、これらも製炭を専業としてきた。この二戸の離村の直接的な契機は、①③の場合と同じく、分校閉鎖のために中学進学者の通学が不可能となったことにある。地元ではすでにこの事態を憂慮していて、分校統廃合問題が発議されると同時に、集落の移転対策を町当局に強く要請し、特に杉在町の町会議員の活動や、同じく廃村化の進行しつつあった屏風出身の町長の努力などによって、この事業は決定をみていたが、用地選定に手間どり、湖東開発事業団に委託されてようやく宅地造成工事に着手するのが昭和四十四年、各個人との売買契約が成立する運びとなったのは昭和四十五年五月に入ってからのことである。しかも、当時はまだ国の過

疎対策事業費もついておらず、また、その後も多賀町は過疎町の指定を受けなかったため、資金の捻出には苦勞があり、ようやく一戸当り一五〇万円の融資を県から確保できたのが同年十月であったため、家屋の完成は昭和四十六年以降にずれ込むことになった次第である(29)。

そこで、町当局はこの二戸をとりあえず、多賀町内の旧警察官舎に迎え入れることにし、昭和四十七年に前記のようにして完成された木曾団地に再転居させることになったのである。そのうち、⑨は老戸主一人が五僧の全面廢村化する昭和四十九年まで残留し、その後も昭和五十二年まで夏のみ帰村して、持山の手入れと彦根市犬上郡営林組合の林業勞務に従事していたが、⑩は完全に転職して、彦根市内に通勤している。

かような毎年の連続的な戸数減少の過程を経てなおも残留した②⑧の二戸(実際には⑨の老人も一人残っていたが)について次にみると、②は山林一二・一町歩、畑三・七反歩をもち、主に持山中心の製炭業を営んできたが、既述の通り、昭和四十一年には後継者世帯が彦根市へ世帯分離離村をしていて老人夫婦だけが残り、以降は主として営林組合の林業勞務に従ってきたものである。その一方で、昭和四十六年には集団移転の全戸勸奨に合わせて木曾団地に三男のための家を建てていたが、昭和四十九年にその事故死にあって、急遽木曾へ離村することにしたもので、その後も体調をこわす昭和五十四年までは、夏のみ帰村して営林の仕事が続けていた。⑧は昭和二十六年ころからほとんど山林を所有しない最下層で、昭和三十四年以来老婦人一人だけの世帯となっていたが、②の離村と高齢化のために、昭和四十九年に娘の住む長浜市へ世帯合併離村をしていったものである。かくして、昭和四十年にはじまった連続的な挙家離村によって、部分廢村化が進み、昭和四十九年には全面宅地廢村化することになったわけであるが、すでに昭和四十五年以降は、わずかに老人四人だけが住む典型的な老人村ないしは養老村になってお

り、その時点ではもはや最小の独立した地域生活空間ないしは生産活動空間としての単位を喪失したものとみなしてもよく、その意味では、この段階を準廃村といっても差支えないように思われる。

##### 五、廃村化の要因の考察——まとめに代えて

五僧の廃村化は以上のようにして、昭和四十年になって突然にはじまった。この場合、まずその直接の動機になったのは製炭業の不振化であったわけであるが、そのことはもちろん、五僧だけに限らず、第二図に示したように、犬上川以南の比較的に人工林率の高い林業の先進地に廃村がなく、以北の雑木林地帯で廃村化が進行している点からも伺えることである。しかし、ここではとくに、その位置の隔絶性とか耕地・山林の狭少さからくる高い輸送コストや買山への強い依存性などにもとづく、著しく採算性の悪い製炭業に傾斜した五僧の産業構造そのものに、基本的な問題が所在していたといえる。いわゆるエネルギー革命が、かかる基盤の脆弱な辺境型の製炭主業地に致命的な打撃を与えたことは、京都市近郊山地の例からでも明らかである<sup>30)</sup>。しかも、その際に製炭業の全般的な斜陽化と、林業基本法(昭和三十九年)や山村振興法(昭和四十年)の制定等にみられる国の積極化した人工林政策への転換にとまらう、拡大造林の進展で、特に買山製炭の余地が急速に奪われていくことになった点も見落すわけにはいかない。この地域では、既述の如く、従来買山製炭者によく利用されてきた、保月の奥地にある離村者や残留者の零細所有山林が、昭和四十一年に脇ヶ畑生産森林組合にまとめられ、造林事業に着手するようになると、五僧などの製炭業者はたちまちにして仕事場を失うことになったわけである。もともと、この組合の設立の本旨は、保月を中心とする脇ヶ畑地区住民に安定した林業雇用機会を与えようとするものであったから、製炭者も林業労働者に転向することで、定

住化をはかることができたはずで、それゆえ、ここでは製炭業の壊滅が確かに廃村化の重要な動機にはなつたとしても、それをもって決定的要因とは必ずしも断ずることができない。

むしろ、五箇の廃村化にとってより重要な意味をもつたのは、昭和四十二年に町当局によって提起された中学校の統廃合問題であり、それに関連して右に述べた定住構想とは全く対立する集落移転構想が、山麓平野部に近い杉を中心にして論議され、それが行政の志向にも合致して当局の積極的な協力を引き出しながら、具体化していった点にあるように思われる。町政担当者はこれによって、脇ヶ畑地区の居住者全戸を集団移転させる態勢を整え、移住先としては離村跡地に対する管理や彦根市などへの通勤の利便を配慮して芹川の谷口部<sup>32</sup>を選び、ここに二七区画の宅地を造成したのである<sup>32</sup>。一筆の宅地規模は一四〇〜二四五平方米で、事務経費等を一切町が負担したため分譲価格は五六〜九八万円と割安となり、しかも低利の融資<sup>33</sup>を受けることができた。しかしながら、こうした好条件にもかかわらず、実際に受付けを開始すると出足が鈍く、県からの融資を確保するために幾度か区長に全戸離村の勧奨を続けた結果も、杉がほぼ全戸に近い七戸、五箇が三戸となつたけれども、保月は僅かに四戸の応募を見たにすぎず、やむなく当初は分譲対象外にしていた芹川本流沿いの隔絶集落にも急遽、権利を認めて、現在ではいづれも廃村状態にきている甲頭倉・今畑・桃原などの集落から住民を入れて、一応完済の形を整えることになつたのである。

かくして、この集落再編成事業は決して完璧とはならず、なかんづく保月の抵抗が大きかったが、ともあれ学校や役場支所・郵便局等の撤収には一定の口実が出来あがり、ここに旧脇ヶ畑村の面影は完全に一掃されることになつた。このようにして、その辺境性と比較的均等な社会構成によって、久しく安定状態を保ってきた五箇が、僅か十年間にして全面宅地廃村化し、しかもそのうちの前五年間ですでに大勢を決するという、ドラスチックな崩壊過程をたど

ることになったのは、その生産力構造がもともと脆弱であつたうえに、隣接集落の保月と杉における離村の動静や思惑に挾撃されて、急速に自立性を喪失し、孤立化を深めていったという事情があり、それだけにこの山間地から急遽放逐される形になって、どの離村者もほとんど離村準備を整える余裕をもたなかつた次第である。

また、それらの離村先についても縁故によるものが多く、場所としては近接する米原町と集落再編成事業に関係する多賀町内に比較的まとまっていたが、全体的にみるとこうした最奥地集落によくみられる<sup>34)</sup>。分散型消滅をとげたように思える。ただ、その中で大都市域や特に隣接する地方都市彦根への直接的な挙家離村が非常に少なかつたことは注目される点で、少なくとも五僧の廢村化、すなわちその絶対的過疎化現象に対しては、大都市域における労働市場の問題はそれほど直接的には関わりをもたなかつたといえよう。ただ一方、彦根市に関しては、米原であつても多賀であつてもその通勤圏に包摂されているわけで、単に入居情報や特に入居の難易の差にもとづいて、離村当初には敬遠されたものすぎず、彦根の都市的發展と廢村化との間には密接な関係があるように思われる。とにかく、離村者はその残した資産を有利に売ることができずに<sup>35)</sup>、移住資金の調達には極めて苦慮しており、地方都市といえどもその市街地附近に新居を求めることは甚だ困難である。なお、こうした地方都市の変貌と周辺山村の廢村化との関係については、別に稿を改めて詳論しなければならぬ。ただいずれにしても、五僧が岐阜県側から開かれたという伝承をもちながら、離村者がそちらの側には全く流れていかなかつたのは、既に若干触れた愛知川最上流の廢村、茨川の場合<sup>36)</sup>とは全く対照的で、これにはやはりこうした地方労働市場の問題が大きく関与していたとみなされるほか、近世以来の藩領域や宗教生活圏、それに特に明治以来の地方行政機能の影響が強く働いた結果といふことができよう。

最後に、五倍の場合には昭和四十五年までにほぼ廃村化が決定的となり、四十年代後半にはもはや減るべき人口がほとんど残っていないかった。こうした状況は鈴鹿山地ではもちろんのこと、丹後<sup>(37)</sup>や丹波の廃村地域の場合<sup>(38)</sup>にも見出されたことで、四十年代後半におけるいわゆる過疎化現象の鈍化を考える場合には、冒頭に紹介した大都市の飽和限界論や労働市場縮小論などと対置しながら、充分考慮されねばならないことである。さらに、行政の過疎対策事業の成果についても、それらの投資の多くは過疎町村内の中心的な地域に偏っているのが実状で、その内の辺地集落に対してなされた真の定住化政策は少ない。したがって、いわゆる過疎地（過疎町村）の人口減少が鈍化したといっても、辺地集落の崩壊は依然継続しているものが多いはずである。この脇ヶ畑地区でも、集団移住促進事業の後に、なお保月には一三戸が残留し、それらをも含めて私的にはこの地区の跡地利用に関するマスタープランも提唱されている<sup>(39)</sup>が、行政的にはもはや結局はそのまま自然消滅を待つという形で放置している状態である<sup>(40)</sup>。

また、過疎化の原因を国民の意識変化に求める見解<sup>(41)</sup>についても、従前までの山地住民がそれほど世情に疎いものであったかどうかは甚だ疑問である。彼らは兄弟姉妹の寄留先や嫁ぎ先との交流だけでなく、行商や徴兵、さらには海外出稼ぎの経験まで持っていて、その情報圏は予想外に広く、その知識や判断にも相当な適確さをもち、思考や行動形態にも弾力性があったとみなされる場合が多いのである。彼らの移住地が中近距離に集中し、またそのほとんどがミニコミによって移動していること自体、資本サイドに立つマスコミの操作論だけでは片づかない問題をもっているといえることができる。

## 注

- (1) 国土庁地方振興局過疎対策室(一九七八)『昭和五十二年版過疎対策の現況』四一～一六頁
- (2) 端信行(一九六九)『熱帯焼畑農業の二類型』『人文地理』二二巻四号、三頁
- (3) 田村幹生他(一九七九)『滋賀県の古生層』滋賀県自然保護財団編『滋賀県の自然』一三三～一四九頁
- (4) 辻村太郎(一九二九)『日本地形誌』(古今書院)二四一～二四二頁
- (5) 五僧には、元禄十三年の火災まで「駒の足の立ち次第、器地の運上を取り立て得る」との許し状があったといわれ(多賀町史編纂委員会編(一九七二)『脇ヶ畑史話』一四頁)、芹川河谷の中村には大正十五年にアメリカに移住したが、それまで惟喬親王の烏帽子箱というものを所持して、木地屋の末裔を証す家があったり樽ヶ畑にも親王の衣その他の文書を所蔵したといわれる家があって、親王の本屋敷、一ノ御門・二ノ御門などの地名が残っている(橋本鉄男(一九六八)『滋賀県の木地師の習俗』文化財保護委員会編『木地師の習俗Ⅰ』(平凡社)八～九頁、二四頁)
- (6) 滋賀県民俗学会編(一九六六)『米原町樽ヶ畑の民俗』四頁
- (7) 小牧実繁・川合重太郎・宮畑巳年生・小林博(一九五六)『鈴鹿山脈西縁山村の研究——脇ヶ畑村の場合』『滋賀大学学芸学部紀要』五号、八四～八五頁
- (8) 彦根地方気象台資料等からの推定である。
- (9) 村上宣雄他(一九七五)『湖東三山の植生』滋賀自然と文化研究会編『湖東三山地域学術調査報告書』二九～五一頁
- (10) 前掲書(6)一九二〇頁
- (11) 時山には奥五僧の地名が現存するといわれ(前掲書(7)六二～六五頁)、言葉のアクセントや訛も隣接の保月や杉とはやや異なり、時山の方言に近いとされる(前掲(5)『脇ヶ畑史話』八〇頁)。
- (12) 前掲書(7)七七頁。
- (13) 中世編纂の『多賀大社儀軌』には伊邪那岐神は杉集落の西で、仏生寺衝上の急崖上にあたる杉坂峠に降臨したとされている

- る(景山春樹(一九七七)『多賀信仰と多賀曼荼羅』『多賀大社叢書論説篇』二三三頁)
- (14) 保月には一時、百人も泊れる民俗形式の北村屋という宿屋があったり、質屋などもあって、今も大きな瓦葺きの質屋倉といわれる建物が残っている(前掲(5)『脇ヶ畑史話』一三〇―一四頁)。
- (15) 多賀町史編纂委員会編(一九七二)『脇ヶ畑史話』四四頁
- (16) 一九五三年の森林組合資料では、約一八九町歩が計上されている(前掲書(7)八五頁)。
- (17) 小菅敬三(一九七七)『お多賀まじりの道』『多賀大社叢書論説篇』五七五頁
- (18) 前掲書(7)七六―七七頁
- (19) 坂口慶治(一九八二)『鈴鹿山地における奥地集落(茨川)の廃村化過程と移住域の変化』『地表空間の組織』(古今書院)所収。
- (20) 明治初期から廃村時までの入婚(入婿を含む)三一例のうち、集落内からのもの二三、次いで杉三、保月・時山・宮前・大君ヶ畑・萱原・米原・近江町各一となっている。
- (21) 前掲書(15)四四頁
- (22) 杉では、通学の不便さから明治三十九年に一時、分教場を設置したが、経費がかかりすぎて、同四十五年に廃止し、再び保月まで通うようになった(前掲書(15)五〇頁)。
- (23) 前掲書(15)一一頁
- (24) ただし、この宮座は昭和初期にはすでに春祭りには当番役一名を鑑引できめ、秋祭りには祭典を多賀大社の神職に依頼するようになっていた(岡田重精・桜井治男・森安仁(一九八〇)『過疎村の祭祀と宗教事情——滋賀県犬上郡多賀町の事例』『皇学館大学神道研究所報』一五号、四頁)。
- (25) 前掲書(15)三〇八頁、二二頁
- (26) 五倍からも、明治三十―三十四年、同四十―四十二年、同四十三―大正三年、昭和十八年の四回、村長を出している(前掲書(15)三七頁)。
- (27) 昭和二十四年に脇ヶ畑電化促進委員会が結成され、当初は費用の捻出と、とくに集落間の負担額の問題で難行したが、県より補助金八十万円を受け、地元が二百万円を負担して、完成した(前掲書(15)七一―七二頁)。

- (28) 彦根市犬上郡営林組合(一九七二)『郡林から組合林へ』八六〜八八頁
- (29) 多賀町役場総務課保管「木曾団地関係綴」
- (30) 坂口慶治(一九七五)「京都市近郊山地における廃村化の機構と要因」『人文地理』二七巻六号、二二〜二五頁
- (31) 多賀町役場から約二・五軒、彦根市の中心地から約六軒の距離にあり、国道三〇六号に面して、バスの便もある絶好地である。
- (32) 当時の脇ヶ畑地区居住者三二戸のうち、一人世帯や既に移住先を決していた世帯を除いた数になる。
- (33) 県からの融資を町が又貸しする形をとり、一年据置、十五年元利均等償還、貸付利率年四分であったが、うち二分は町の一般会計から補助金として補給された。
- (34) 坂口慶治(一九六六)「丹後半島における廃村現象の地理学的考察」『人文地理』一八巻六号四九頁
- (35) 昭和初期に出火で保月に転居したものが昭和四十年に名古屋市へ再転居し、その離村先で売却した山林や、堺市へ転居したものの空家が別荘として売られたぐらいである。
- (36) 前掲書(19)
- (37) 前掲書(34)
- (38) 坂口慶治(一九七四)「丹波高地東部における廃村化と耕地荒廃の過程」『地理学評論』四七巻一号 二一〜四〇頁
- (39) 川崎健史(一九七二)「ある廃村の社会地理」『滋賀県立短期大学学術雑誌』一三号、一一八頁
- (40) この附近では、彦根市教育委員会が、彦根市男鬼の廃村で、廃屋を夏季に借り上げ、青少年山の家として利用している例があるが、同市内の廃村でも武奈や仏生寺にはまだそうした対応は何らみられない。
- (41) 蓮見音彦(一九六九)「過疎問題の構造」『日本農村の展開構造』福村出版 一三三〜一五〇頁

なお、本研究には昭和五十五年度文部省科学研究費補助金(一般研究D)、課題番号・五六八〇八八、研究課題「地方都市周辺山村における廃村現象の地理学的研究」の一部を使用した。